

認定こども園の改革について

平成20年5月23日

伊藤 隆 敏

丹羽 宇 一 郎

御手洗 富士夫

八 代 尚 宏

新雇用戦略は、4月23日の諮問会議で示された“舛添プラン”に沿って具体的な検討を進められつつある。その中で、解決しておくべき重要な論点が、認定こども園の改革である。認定こども園は、「幼保一元化」の方策として導入されたが、その数は全国で229ヶ所(平成20年4月1日現在)にとどまり、整備スピードは遅い。その原因は、厚生労働省と文部科学省の「二重行政」にある。以下のように、解消が急務である。

1. 「二重行政」の問題

◆ 補助金の“相互不可侵”

- 認定こども園は、「保育」と「幼児教育」の機能を併せ持つはず
- しかし、「保育所型」(保育所から転換)は厚生労働省、「幼稚園型」は文部科学省からしか補助を受けられない「相互不可侵」の取扱いで、連携が進んでいない
- 保育所型に付加された幼児教育的機能や、幼稚園型に付加された保育的機能には、国の予算が付かない結果に。

◆ 手続き・監査の“重複”

- 「幼保連携型」(認可保育所・幼稚園の基準を満たすタイプ)は、保育予算と教育予算両方の補助が受けられる
- しかし、厚生労働省、文部科学省の2つの所管官庁に対し、認定、補助金申請、会計処理、監査等で二重の対応が必要。

2. 解決の方向性

「二重行政」の解消のために、次の方策を提案する。厚生労働省及び文部科学省は、問題の解決策を早急に検討し、21年度予算編成に間に合うよう結論を出すべきである。

➤ 「こども交付金」の導入

- 厚生労働省と文部科学省の予算を統合した「こども交付金」を

導入し、認定こども園（保育所型や幼稚園型を問わない）に助成する自治体に対し、包括的な交付金として交付する。

- 財源は、既存の保育予算、教育予算の一部を振り替えるほか、予算全体の中で考える必要がある
- 助成要件は、既存施設の活用が図られるよう、設置の実態を踏まえ大幅な緩和を図る。

➤ 「手続き・監査窓口」の一本化

- 国及び地方自治体における交付金の申請窓口や監査部署を一本化し、統合的運用を行う。

➤ 「共同推進本部」の設置

- 認定こども園の整備推進のため、厚生労働省と文部科学省が共同で推進本部（大臣をトップとする）を設置し、密接な連携をとって対策を進める。

なお、放課後子どもサービスについても同様の問題が生じている。現場の声を十分に聞き、上記のような解決策を検討すべきである。